

令和7年4月12日

排出事業者様へ

(株)富田工務店はいばらエコセンター

「はいばらエコセンター（安定型処分場）へ

搬入出来ない廃棄物にご注意ください」

1.はいばらエコセンターへ搬入できるのは安定型産業廃棄物のみとなります

はいばらエコセンターに埋立できる廃棄物は、以下の通りです。

安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入している場合は、管理型処分場へ搬入してください。

- (1) 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
- (2) 金属くず
- (3) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）
- (4) がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

2.建設系廃棄物の注意点について

- (1) 安定型産業廃棄物のように見える物であっても、排出から処分までの間に安定型産業廃棄物以外の物と接触し、又は混在したこと等によりこれらが付着又は混入しているおそれがあるもの、廃棄物となる際に安定型産業廃棄物になる物とならない物から成る複合材が廃棄物となったもの（例えば木片や木材繊維を含むセメント板、紙粉を圧縮した後にセメントで固めたもの）、建設混合廃棄物から安定型産業廃棄物を選別した際に生じた残さ（いわゆる「ふるい下残さ」）は、安定型産業廃棄物として取り扱うことはできません。

※窯業系サイディングの受入れについて

窯業系サイディングは、木片、紙粉または木材繊維を含んでいる可能性が高い廃棄物です。しかし、受け入れ時の展開検査では、これら、特に木材繊維の混入の有無を確認することは難しいため、搬入前に製造メーカーへの成分確認および必要に応じて成分分析を行ってください。

- (2) はいばらエコセンターでは、コンクリートくずは許可品目ではありますが、水素イオン濃度（pH）も管理しているため、アルカリ性の強いコンクリート、モルタル系、ALC等の搬入はお断りしています。